

上下水道料金等クレジットカード継続払い決済代行業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「上下水道料金等クレジットカード継続払い決済代行業務委託仕様書」に係る委託の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 名称

上下水道料金等クレジットカード継続払い決済代行業務委託

(2) 内容

- ① 上下水道料金等のクレジットカード継続払いの新規受付及び情報の変更や停止に係るウェブサイトによる申込システムの構築
- ② 上下水道料金等のクレジットカード継続払いの決済代行業務

(3) 履行期間

契約日から令和7年3月31日までとする。ただし、ウェブサイトによる申込システムの構築に関しては、契約日から令和6年3月31日までとし、決済代行業務に関しては令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(4) 提案限度額 3,737,800円（消費税及び地方消費税を含む。）

《限度額内訳》

| 項目 | 金額 |
|---------------------|------------|
| 初期費用（申込システム構築費・導入費） | 3,737,800円 |
| 月額費用（固定費・維持費等） | 提案限度額に含まない |
| トランザクション手数料 | 提案限度額に含まない |
| 決済手数料 | 提案限度額に含まない |

トランザクション手数料、決済手数料は、単価見積もりによる。

但し、月額費用、トランザクション手数料、決済手数料に係る契約は、令和6年度当初予算の議決を要することから、当該予算が成立することを条件とする。

3 プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

各社のシステム等により仕様・操作性等が異なることから、価格だけでなく専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受け評価し、受託候補者を選定するため。

4 プロポーザル方式及びその理由

各社のシステム等により仕様・操作性等が異なることから、より広く提案を求める必要があるため、「公募型」とする。

5 スケジュール（予定）

| | |
|------------------|------------------------------|
| 公募開始日 | 令和5年4月20日（木） |
| 参加申込書受付締切日 | 令和5年5月24日（水） |
| 参加資格確認結果通知日 | 令和5年6月16日（金） |
| 質問の締切日 | 令和5年5月 1日（月） |
| 質問に対する回答日 | 随時回答 （最終回答日：令和5年5月11日（木）） |
| 提案書等の提出締切日 | 令和5年7月 5日（水） |
| プレゼンテーション及びヒアリング | 令和5年7月14日（金） |
| 選定結果通知日 | 令和5年7月27日（木） |
| 契約締結日 | 令和5年8月中旬 |

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更することがあります。

6 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2) 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人、営業を許可されていない未成年者及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 宮崎市税及び国税について滞納がないこと。
- (5) 法人等にあつては役員等（個人にあつてはその者）が宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (6) 参加申込書兼誓約書の提出期限から受託候補者の選定までの間に、宮崎市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (7) PCI DSS (Payment Card Industry Data Security Standard) を準拠している業者であること。
- (8) 令和3年度以降に、国や地方公共団体又はその他の公共団体で類似業務の実績があること。

7 参加申込の手続き

- (1) 事務局（問い合わせ先）

〒880-8507 宮崎市鶴島3丁目252番地

宮崎市上下水道局 管理部 料金課（上下水道局庁舎2階）

電話 0985-26-7520

FAX 0985-32-5334

Mail 90ryokin@city.miyazaki.miyazaki.jp

担当 谷口

(2) 提出書類 (A)

- ① 参加申込書兼誓約書 (様式1) 正本1部
- ② 宮崎市税に滞納がないことの証明 (発行日から3か月以内、写し可) 正本1部
○宮崎市税 (法人市民税) ※宮崎市内に本店又は支店等があり、課税がある場合
- ③ 国税に滞納がないことの証明 (発行日から3か月以内、写し可) 正本1部
○国税 (法人税及び消費税 (地方消費税含む))
- ④ 法人にあつては、商業登記簿謄本 (発行日から3か月以内、写し可) 正本1部
- ⑤ 誓約書兼同意書 (様式2) 正本1部
- ⑥ 会社概要 (様式3) ※会社のパンフレット等がある場合は添付すること。 正本1部
- ⑦ 業務実績を証明する書類 (契約書の写し等) 正本1部
- ⑧ プライバシーマーク使用許諾事業者であること、又は情報セキュリティポリシーを制定していることがわかる書類の写し (ISO27001) 正本1部

(3) 提出方法

持参又は郵送 (書留郵便に限る) により、7 (1) の事務局あて提出すること。

(4) 提出期限

- ① 持参の場合 令和5年4月20日 (木) ~令和5年5月24日 (水)
(土曜、日曜及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- ② 郵送の場合 令和5年5月23日 (火) の消印有効

(5) 参加資格確認の結果通知

参加資格の結果について、令和5年6月16日 (金) までに参加申込書兼誓約書 (様式1) に記載された電子メールあてに通知する。

8 質問及び回答

(1) 質問

- ① 質問方法 質問書 (様式4) に記載のうえ、メールにより、7 (1) の事務局あて送付すること。
(必ず事務局へ受信確認の連絡を行うこと。)
- ② 受付期間 令和5年4月20日 (木) ~令和5年5月1日 (月)

(2) 回答

- ① 回答方法 当市上下水道局のホームページに公表し、個別には回答しない。
- ② 回答日 令和5年5月11日 (木) まで (随時回答)

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類 (B)

- ① 企画提案書提出届 (様式5) 正本1部

- ② 見積書（任意様式） 正本1部
- ③ 企画提案書（任意様式） 正本1部 副本10部

○正本：法人名称を記載したもの

○副本：プレゼンテーション時に選定委員会委員に配付するもの。

※提案者が特定できるような法人名称やロゴ等の記載がないものとする。

企画提案書は、以下の内容について記載し、項目を整理すること。

I. 全体評価

1 業務内容の適格性

仕様書に定められた内容の実施方針及び運営について記載すること。

2 業務内容の実現性

業務フロー・工程表等について記載すること。

3 業務内容の理解度

仕様書に定められた業務内容を実施するための取組について記載すること。

II. 事業の安定性

4 システムの構築

クレジットカード情報等の入力ができるシステム環境やウェブサイトについて、どのようなシステムを用いて、どのように管理を行うか記載すること。

5 決済、入金及び支払方法

請求データの送信、売上、洗替処理、当市上下水道局に入金になるまでの処理の流れについて記載すること。

6 情報セキュリティ、個人情報保護

個人情報（氏名、住所、クレジットカード情報等）を適正に取り扱うための方策について記載すること。

7 システムの障害発生時の対応

システム障害の発生時、カード情報や決済情報等、データのバックアップ体制のほか、復旧に係る対応について記載すること。

III. 事業の発展性

8 業務内容の効率性

仕様書に定められた業務内容について、利用者の利便性を高める対応があれば記載すること。

また、利用者や職員の業務の効率性を高める対応があれば記載すること。

IV. 運営体制

9 ウェブ受付の実績

過去2年間の同種・類似業務の従事実績の内容について記載すること。

10 実施体制

経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び知識を有する業務精通者における人員体制について記載すること。

11 管理体制

コンプライアンス体制等の業務執行体制について記載すること。

12 経営規模

資本金・売上高・流動比率等の内容について記載すること。

V. 価格評価

13 見積額（任意様式）正本 1 部 ※次の 2 分類がわかる内容となっていること。

・初期費用（申込システム構築費、導入費）

・月額費用、トランザクション手数料、決済手数料

（月額費用、トランザクション手数料、決済手数料については、見積書（様式 6）を参考に項目毎の単価を記載すること。）

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）により、7（1）の事務局あて提出すること。

(3) 提出期限

① 持参の場合 参加資格確認の結果通知日～令和 5 年 7 月 5 日（水）

（土曜、日曜及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

② 郵送の場合 令和 5 年 7 月 4 日（火）の消印有効

10 評価方法

(1) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び見積書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。ただし、ウェブ会議システムでの実施に変更する場合がある。

① 日程 令和 5 年 7 月 1 4 日（金）※予定（日程については別途連絡する。）

② 場所 宮崎市上下水道局

③ 出席者 1 者 3 名以内

④ 実施時間 1 者 6 0 分（準備 1 0 分、説明 3 0 分、質疑 2 0 分）を想定

⑤ 機材等 スクリーン、電源は当市上下水道局で用意する。それ以外の機材については参加業者で用意すること。

(3) 受託候補者の選定方法

① 選定委員会委員が、提案内容の審査を行い、審査基準に基づき採点を行う。

② 失格者を除き、各委員の採点の合計点数が最も高い参加業者を受託候補者として選定する。

③ 合計点数が同一の参加業者が複数いた場合には「Ⅲ. 事業の発展性 8 業務内容の効率性」の項目の評価点が高い参加業者を受託候補者とする。それでも同一の参加業者が複数いた場合には「V. 価格評価 13 見積額のうち、経済性（月額費用、トランザクション手数料、決済手数料）」の項目の評価点が高い参加業者を受託候補者とする。

- ④ 上記にかかわらず、合計点数が審査基準点数全体の60%未満の場合には、受託候補者として選定しない。
- ⑤ 選定された受託候補者が、「6. 参加資格」の要件を満たさなくなった等の事情が発生した場合は、順次繰り上げて次順位者を受託候補者とする。

(4) その他

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ① 参加申込書兼誓約書又は企画提案書提出届について、提出期限を過ぎて提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 見積金額が、提案限度額を超えている場合
- ④ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合
- ⑤ 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等、本市が失格を認めた場合

11 選定結果の通知・公表

選定結果は、選定作業終了後全ての参加業者に書面で通知する。また、選定結果通知日の翌営業日以降に、次の項目を当市上下水道局のホームページに公表する。

- ・受託候補者の名称、点数
- ・参加業者の名称（50音順）
- ・受託候補者以外の点数（点数の高い順）
(受託候補者以外の参加業者の名称と点数は関連付けない。)

12 契約に関する事項

(1) 契約の締結

受託候補者と当市上下水道局の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

(2) 契約保証金

免除とする。

(3) その他

- ① 契約代金の支払は、業務完了後の支払とする。但し、月額費用、トランザクション手数料、決済手数料に伴う手数料等については、別途契約にて定める。
- ② 受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式7）を提出すること。なお、この場合、順次繰り上げて次順位者を受託候補者とする。

13 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ① 提出された書類は、返却しない。

- ② 提出された書類の訂正・差替えは認めない。ただし、当市上下水道局から指示があった場合は除く。
 - ③ 提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、宮崎市情報公開条例に基づき対応する。
 - ④ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。
- (2) その他
- ① 本プロポーザルに係る費用については、すべて参加業者の負担とする。
 - ② 参加申込書兼誓約書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する時は、辞退届（様式7）を提出すること。
 - ③ 企画提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。
 - ④ 参加業者が1者のみの場合であっても、選定委員会において提案内容（プレゼンテーション及びヒアリング）の審査を行い、選定の可否を決定する。
 - ⑤ 契約交渉にあたっては、受託候補者が提案した業務内容を尊重するが、本業務の目的達成のため、協議により契約締結段階での項目の追加、変更、削除を行えることとする。ゆえに、契約候補者の決定をもって、提案書に記載された全内容を承認するものではないことを留意すること。
 - ⑥ 本実施要領に定めのない事項並びに疑義が生じた場合は、協議により定める。

附則

この要領は、令和5年4月13日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。